

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に伴う 骨髄提供者並びに末梢血幹細胞提供者に対する 「ドナー適格性判定基準」について

1. 概要

このたびの東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に伴う日本赤十字社の献血業務対応を踏まえ、骨髄提供者、末梢血幹細胞提供者並びに移植患者の保護等の観点から「ドナー適格性判定基準」への追加事項をドナー安全委員会において検討しました。

当財団で策定している「ドナー適格性判定基準」は日本赤十字社の献血基準に準拠していますが、追加基準の策定にあたっては、1) 日本赤十字社「放射線被ばくの恐れのある献血者の受け入れについて」、2) 厚生労働省労働基準局長から発出された被ばくに関する通知、3) 当財団医療委員会の意見等を参考として、当面の間、2. に示す基準とすることが決定しました。

2. 適格性基準

福島第一原子力発電所において作業を実施した方について、平成 23 年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に起因して原子力災害特別措置法（平成 11 年法律 156 号）第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言がなされた平成 23 年 3 月 11 日から、同条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日まで、相当量の被ばく線量（通算 100 ミリシーベルト以上、または、短期間で被ばく線量 100 ミリシーベルト以上）を超えた場合には骨髄および末梢血幹細胞の提供は不可（D 判定）とします。

注 1) 上記以外（通算 100 ミリシーベルト未満）は、被ばく線量を患者主治医に伝える。

注 2) 当該対象者は、福島第一原子力発電所周辺における作業従事者で相当量の被ばくをした方を想定しており、福島第一、第二原子力発電所の避難勧告区域以内の避難住民および物資搬入、行方不明者捜索等で短期間の作業に従事した者については、健康状態等に十分配慮し、ドナー適格性判定基準に準じて判定する。

ドナー適格性判定基準(BMH/PBSCH) (2019/5/15 改訂)

【東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に伴う骨髄提供者並びに末梢血幹細胞提供者に対する「ドナー適格性基準」追加について】P74

旧		新
詳 細		詳 細
表題	東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に伴う骨髄提供者並びに末梢血幹細胞提供者に対する「ドナー適格性判定基準」追加について	【変更】 東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に伴う骨髄提供者並びに末梢血幹細胞提供者に対する「 <u>ドナー適格性判定基準</u> 」について
2.適格性基準	注1)上記以外(通算100ミリシーベルト未満)は、被ばく線量を患者主治医に伝え、 <u>たうえで患者、ご家族および患者主治医等がリスクを検討し判断する。</u>	注1)上記以外(通算100ミリシーベルト未満)は、被ばく線量を患者主治医に伝える。